

平成 27 年 5 月 13 日



各 位

会 社 名 株式会社テクノメディカ  
代表者名 代表取締役社長 實吉 政知  
(コード：6678、東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 経営管理部長 野田 哲  
(TEL. 045-948-1961)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 28 期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

本日付にて別途開示のとおり、当社は平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 28 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

これに伴い、新設する監査等委員会及び監査等委員に関する規程の追加、廃止となる監査役会及び監査役に関する規程の削除等の所要の変更をおこなうものであります。

また同時に、取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮するための取締役の責任免除に関する規定の新設や、取締役との責任限定契約に関する規定の新設等、新たな体制に即した組織づくりを可能とするための諸変更をおこなうとともに、条文の構成の整理、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医療用機器、カメラ写真材料、光学用機器、理化学用機器、事務用機器、通信機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の製造、販売、<u>並びに輸出入、及びリース業</u></p> <p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p>	<p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 医療用機器、カメラ写真材料、光学用機器、理化学用機器、事務用機器、通信機器、家庭用電気機器、日用品雑貨類の製造、販売、輸出入、リース業および古物売買業</p> <p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>15名以内とする。</u> ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発送するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>⑤ 任期の満了前に退任した<u>監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発送するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>



(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第36条～第37条 <条文省略>	第34条～第35条 <現行どおり>
(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(削 除) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第39条～第42条 <条文省略>	第37条～第40条 <現行どおり>

以上